

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 災害見舞金

**Q** : 四川大地震のニュースが連日報じられていましたが、取引先に災害見舞金を出した場合は、どのように取り扱われるのですか？

**A** : 交際費等には該当せず、損金扱いすることができます。

### 【解説】

法人が、被災前の取引関係を維持、回復することを目的として災害発生後相当の期間内にその取引先に対して行なった災害見舞金の支出又は事業用資産の供与もしくは役務の提供のために要した費用は、交際費等に該当しないこととされています。(この場合の事業用資産には、その法人が製造した製品及び他の者から購入した物品で、その取引先の事業の用に供されるもののほか、その取引先の福利厚生の一環として被災した従業員等に供与されるものを含みます)

したがって、一般管理費として損金の額に算入することが認められます。

なお、自社の製品等を取り扱う小売業者等に対して災害により滅失又は損壊した商品と同種の商品を交換又は無償で補てんした場合も同様の取扱いがされます。

ただし、この場合には、得意先においてその受領した災害見舞金や事業用資産の価額に相当する金額を益金の額に算入しなければなりませんので注意してください(ただし、受領後直ちに福利厚生の一環として被災した従業員等に供与する物品や使用可能期間が1年未満のもの、取得価額が10万円未満のものについてはこの限りではありません)。

